

丹波市公共施設一括LED化業務 仕様書

令和8年4月

丹波市

1 業務名

丹波市公共施設一括LED化業務

2 目的

令和9年末に蛍光灯が生産・輸出入ともに全面禁止となる国際的な背景を踏まえ、公共施設で使用中の蛍光灯等について、消費電力の低いLED照明に更新することにより、電力料金の縮減による安定的な施設管理を図るとともに、温室効果ガスの排出抑制行動に向けた取組を推進する。

3 事業概要

- (1) 受注者は、施工にあたり関係法令等に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務を実施すること。
- (2) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、撤去した設備・資材等を適切に運搬・処分・保管すること。
- (3) 対象施設の照明器具のうちLED化がされていないものについて、原則として全てLED照明への更新を行うこと。現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についてもLED照明への更新を行うこと。
(同一敷地内で施設から独立している屋外照明(建物の壁面等に設置している照明は除く)、演光的調光機能がある照明、誘導灯、非常用照明は対象外。非常用兼用照明(電源内蔵型に限る。)は対象とする。)

4 対象施設

本市が指定する公共施設73施設(別紙1:「丹波市公共施設一括LED化業務 対象施設一覧」のとおり)

※別紙1に記載する「LED化が必要な器具台数」は、本市が想定した数値であるため、提案する際には、図面の閲覧、現地調査等にて、施設内の既存照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握すること。

5 履行期間

契約締結日から令和11年3月15日まで。

ただし、仮契約締結時に各年度において実施する対象施設、契約額等を定める。

6 提出書類

提出書類については、書面により提出とする。

- (1) 契約締結時の提出書類

- ① 契約書
- ② 業務着手届
- ③ 現場代理人等通知書
- ④ 業務工程表
- (2) 施工着手前の提出書類
 - ① 施工体制表及び連絡体制表
 - ② 使用機器提案書
 - ③ 施工計画書
 - ④ 試験計画書
 - ⑤ 作業月報及び作業工程表（月間）
 - ⑥ 設計照度分布図（発注者との協議により必要とされる箇所のみ）
※任意様式
- (3) 該当する場合のみ
 - ① 業務の一部を第三者に委託する場合は、次の書類を提出すること。
 - ア 再委託承認願
 - イ 暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受注者用）
 - ウ 契約書の写し（再委託契約の受注者用）
 - ② 債権者登録をしていない場合、又は代表者・住所等に変更があり、その変更の届けをしていない場合、債権者登録（新規・追加・変更）申請書を提出すること。

7 業務内容

対象となる公共施設の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本業務に係るLED照明器具の更新について、本市と合意した内容で実施するものとする。

- (1) 施工にあたり、建設業法をはじめ必要な法的資格等を保有している者を配置すること。
- (2) 受注者は、契約締結後、速やかに設計（施工検討）を行うこと。
- (3) 施設ごとに、使用器具提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、施工計画書及び試験計画書を作成し、監督職員の承認を受けること。
- (4) 承認を受けた施設より、施設内での作業の具体的な日程調整を受注者により行うこと。調整先である施設担当者については、監督職員より提示する。
- (5) 現場施工について、施工計画書に従って施工されているかの施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに監督職員へ書面で履行報告をすること。

- (6) 作業完了後の施工及び性能・品質確認については、事前に監督職員と協議した上、監督職員立会のもと作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- (7) 作業完了後に施設ごとの完成図書及び完成図を作成し、施工写真と合わせて監督職員に提出すること。なお、完成図は照明器具の個数と設置場所が分かるように作成すること。また、提出後に監督職員の確認を施設ごとに受けること。
- (8) 本業務完了後及び部分引渡しの際は、速やかに本市の検収を受けること。検収の結果、補修等が必要と認められる場合は、受注者は直ちに補修等を行い、再度検収を受けること。

8 市内業者の活用

受注者は、業務の一部を第三者に委託する場合及び保証期間内における交換作業等をする場合は、丹波市内に主たる営業所を有する事業者を優先的に活用するよう努めること。

9 LED照明器具の仕様

(1) 一般事項

- ① 照明器具及び直管形ランプ、電球等使用する全てのLED照明は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表する JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応器種を持つ国内メーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても、同様に JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応器種を持つ国内メーカーの製品とすること。)
- ② 照明器具等は ISO9001 (品質) 及び ISO14001 (環境) の認証取得工場で製造された製品とすること。
- ③ 照明器具及び光源(LED) はすべて新品を使用すること。
- ④ 既設照明器具がLED照明器具であり、設置後の年数が10年を超過している場合は、発注者と協議の上、事業対象とすることができる。
- ⑤ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、器具更新とし同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ⑥ 企画提案書に示した性能を満たすLED照明器具を使用することとし、監督職員に事前に使用器具提案書を提出の上、承認を得ること。
- ⑦ 設置する照明器具等は、同一居室等について、同一メーカー、同一色の製品でまとめること。
- ⑧ LED照明及び光源を保護・固定し、配光・光色・光量を調節して空間を照らす器具全般の保証期間は、引渡し後、1年以上とし、保証期間内については、交換費用を受注者において負担すること。なお、メーカ

一保証か受注者保証かは問わない。

- ⑨ 保証期間内に本市の責めに帰すことができない事由により照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に器具の取替、代替及び修理等を行うこと。
- ⑩ 保証期間終了後に不具合が発生した場合の連絡先を記載した連絡体制表を提出すること。

(2) LED照明の性能・構造

- ① 光源(LED)寿命は40,000時間以上(光束維持率70%以上)の製品とすること。
- ② 照明器具の光色、JIS照明基準等を満たす、照度以上を確保すること。光色・照度が異なる箇所については、事前に施設担当者を確認を行うこと。

また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、施設担当者と協議の上、仕様を確定すること。ただし、金額に影響する場合は、監督職員に事前に相談、確認すること。

- ③ LED照明器具の使用にあたり、ちらつきや電波障害等の問題が生じないこと。また、LED更新後において、グレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

【(3)(4)(5)はランプのみ交換する場合の仕様】

(3) 直管型LEDランプ

- ① G13口金を持つランプとし、既設照明器具を活用すること。
- ② メンテナンス性の優れた電源内蔵型とすること。
- ③ 安定器をバイパス(切り離し)し、直接ソケットに給電するよう施工し、LEDランプに取り替えること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び工事をすること。なお、安定器は撤去せず存置すること。
- ④ ソケット、電線、電源ターミナル等に変色、硬化、ひび割れ、芯線露出などがなければ照明器具の状態を確認し、交換が必要なものは交換し、安全に設置すること。
- ⑤ J LMA 301「AC直結G13口金直管LED光源-安全規格」に適合した製品とすること。
- ⑥ 灯具内の配線替えを行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシール及びLED専用シール(LED専用、管の種類等の注意事項)を貼ること。
- ⑦ 非常灯兼用照明を切り替える際には、同等性能のLED非常灯を設置すること。兼用型のLED非常灯への改修、もしくは専用型の新規設置の手法は問わない。
- ⑧ 黒板灯については1/2ビーム角が120°以上、もしくは角度可変型であること。

(4) 一体型ベースライト

- ① 照明器具本体とライトバー（光源）から構成されており、分離できる構造であること。
- ② ベースライトの電源部はライトバー（光源）側に内蔵された製品であること。
- ③ 非常灯兼用照明を切り替える際には、同等性能のLED非常灯を設置すること。兼用型のLED非常灯への改修、もしくは専用型の新規設置の手法は問わない。
- ④ 直付型照明器具を交換する場合は、既存器具の取付跡が見えないよう配慮すること。

(5) LED高天井照明器具

- ① 光源（LED）寿命は60,000時間以上（光束維持率85%以上）の製品とすること。
- ② 電源内蔵型であること。
- ③ 照明器具にはダブルナットを使用し、ワイヤーで落下防止措置を講ずること。
- ④ 既設設備でオートリフタを利用している場合、電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去すること。
- ⑤ 既設オートリフタ及びオートリフタ制御盤は、撤去すること。

10 更新作業に関する仕様

(1) 設計

- ① LED更新作業にあたっての安全管理については、施設担当者と十分に協議を行い、施工計画書に反映させること
- ② 作業に伴う足場について、その設置に伴う費用は受注者が負担すること。また、事前に設置期間や設置方法等について、施設担当者と協議の上、施工計画書に反映させること。
- ③ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に監督職員及び施設担当者と調整の上、施工計画書に反映させること。
- ④ 本業務におけるLED照明器具の交換方式に関しては、本市が採用した企画提案書による交換方式のとおりとするが、ランプ交換を器具交換にて更新することは可とする。その場合は、アスベスト対策費用を見込んだ上で、現行の照明器具の光束以上、消費電力以下であることを示すカタログ等を事前に提示し、本市の承認を得ること。

なお、器具交換をランプ交換にて更新することは認めない。

- ⑤ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、施工計画書にて提出すること。

なお、市が指定するランプについては、他施設での再利用を検討しているため、分別し指定の場所まで運搬すること。ただし、運搬費については、受注者の負担とする。

- ⑥ 停電等により、施設運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に監督職員及び施設担当者と調整すること。
- ⑦ LED更新作業後の試験方法について、試験計画書にて提出すること。

(2) 現場施工

- ① 建築基準法、電気事業法、電気工事士法、消防法、大気汚染防止法、労働安全衛生法及びその他本事業に関連する法律等を遵守すること。
- ② 国土交通省大臣官房庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び公共建築物改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図、電気設備に関する技術基準を定める省令、内線規程及び関係するその他の諸法令、規則及び条例に準拠すること。
- ③ 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、電気設備技術基準等の関係法令を遵守すること。
また、上記以外の作業（足場の設置等）については、監督職員及び施設担当者との協議をし、施設運営に支障のない施工を行うこと。
- ④ 既設照明器具について、管球を取り外し、点灯を間引きしている場合は、監督職員に報告するとともに、LED照明器具への更新を行うこと。
- ⑤ LED器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこと。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した施工方法で行うこと。
- ⑥ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- ⑦ LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面にて報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真にて報告すること。
- ⑧ 撤去した既設照明器具については、全数についてPCB含有の有無の確認を行うものとし、完成図書にて報告すること。PCBを含む安定器があった場合には、取り扱いについて監督職員と協議すること。

- ⑨ LED更新作業において、照明器具以外に使用する材料についてもすべて新品を使用すること。
- ⑩ LED更新作業に際して、天井や壁等に穴あけや切削等の加工が必要な場合は、アスベスト含有の有無を調査し、監督職員に結果報告の上、作業を行うこととする。アスベスト含有の調査結果に基づき、関係法令に準拠した適切な作業方法にて作業を行うこと。その場合の調査及び処分に必要な費用負担は受注者にて行うこと。
- ⑪ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行う。机や椅子等の養生や移動については、施設担当者と協議の上、その方法について決定すること。また、決定した内容について、監督職員に連絡をすること。
- ⑫ 隣接する建物や、道路、公共施設、既存設備等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償、事故等の対応については、受注者の負担において行うこと。
更新作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑬ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- ⑭ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとするが、電源コードリールを使用する場合は、漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。
- ⑮ 令和9年度事業分の現場施工は、令和9年4月1日以降に、令和10年度事業分は、令和10年4月1日以降に行うこと。
- ⑯ アリーナ等における高天井照明器具について、スポーツやイベント等、施設利用の用途により照明器具の破損が考えられる場合は、ガード付きとし、メーカーの推奨する方法で取り付け、金属製ワイヤー等を使用し、落下防止措置を施すこと。
- ⑰ 既設電気設備に不具合が発見された場合は、監督職員及び施設担当者に報告の上、協議すること。
- ⑱ 現場作業については、「別紙1：丹波市公共施設一括LED化業務対象施設一覧」の「土日祝以外の施設閉館曜日」を参考に、施設担当者と協議の上、施設利用及び業務に影響のない日時に行うこと。
- ⑲ 重要な情報を保管する部屋の工事については、施設担当者の立会いが可能か協議の上、決定すること。

11 部分引渡し

市は、各年度の3月15日までに、当該年度において更新したLED照明の引

き渡しを受け、出来高を支払うものとする。

なお、部分引渡しは各年度の半期ごとに行うことができるものとし、仮契約締結時に、部分引渡しの時期を定めるものとする。

部分引渡し時の提出書類は、LED照明への更新が完了した施設における「12 完成図書及び完成図等」の（1）完成図書と（2）完成図とする。

12 完成図書及び完成図等

仮契約締結時に各年度において実施する対象施設を定め、LED照明器具の更新作業完了後の3月15日までに、以下の書類等を各施設単位で作成し、本市に提出するものとする。提出については、書面と電子データをDVD-R（納品前に最新のソフトウェアを用いてウイルスチェックを行うこと）に記録したものにより提出すること。

（1） 完成図書（各施設単位で1部提出）

- ① 社内検査報告書
- ② 照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表
- ③ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ④ 産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ⑤ 産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ⑥ PCB有無及びアスベスト含有に関する報告書
- ⑦ 施工写真

ア 屋内照明は1部屋等（廊下、共有部分も含む）ごとに器具の全体（対象の器具数が確認できるよう）と種類ごと、建物の壁面等に設置している照明は1基ごとに、更新前、更新中、更新後について各1枚以上撮影すること。その他必要に応じ適宜撮影すること。

イ データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とすること。完全版では、見積書に記載の照明器具ごとに更新前、更新中（施工状況の確認のため）、更新後、その他必要な箇所及び本市から指示のあった箇所の写真を提出すること。

- ⑧ 月報及び作業工程表（月間）
- ⑨ 最終内訳書
- ⑩ 打合せ記録
- ⑪ 官公庁届出書の写し
- ⑫ 施工器具一覧表
- ⑬ 機器取扱説明書
- ⑭ 出荷証明書

- ⑮ 保証書
- ⑯ 施工体制表及び連絡体制表
- ⑰ 保証期間中及び終了後のアフターフォロー体制表
- ⑱ CO₂及びエネルギー削減効果比較表
- (2) 完成図
 - ① 完成図の電子データ（図面はCADデータ又はPDFデータ）
 - ② 二つ折り製本A3縮版 1部
- (3) 業務完了届

13 その他

- ① 受注者は、照明器具等の設置が完了した箇所から、仮使用を認めること。
- ② 本業務の履行にあたり、発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講じること。
- ③ 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、決定すること。